

新潟市自治基本条例検討委員会 第6回会議 会議録

【開催概要】

日 時： 平成24年10月29日（月）13：30～15：30

会 場： 新潟市役所本館6階 第1委員会室

出席者： 新潟市自治基本条例検討委員会 委員

岩橋委員、栗山委員、郷委員、坂上委員、原委員、馬場委員、
樋口委員、若井委員、若林委員

事務局

井崎政策調整課長、政策調整課員

傍聴者： 2人

【会議内容】

1. 開会

2. 議事

新潟市自治基本条例の見直しに関する提言(素案)について

(原委員長)

引き続きまして、座長を務めさせていただきます、原でございます。よろしくお願いいたします。

報道に関する要綱がございますので、それに則りまして、傍聴を許可いたします。それから、報道機関の写真撮影、録音も許可いたしますので、皆様方はそれを十分にお考えのうえ対処していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議事でございますが、まず本日、事務局から素案及び、前回ご要望が委員の方からありました。条例の見直しについてのご説明をいただきまして、その後、素案についての議論に入ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、見直しに関わる素案について、事務局からご説明をお願いいたします。それから、条例の見直しについての条項、5年でというものが出ておりますが、それについても併せてよろしくお願いいたします。では、よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、私からご説明させていただきます。

本日、配付いたしました、資料10-1をご覧くださいと思います。「新潟市自治基本条例の見直しに関する提言（素案）」という表紙でございます。

先回の会議で、このたびの会議におきましては、今までの委員の皆様のご発言等をまとめたものをお示するというご旨でございましたので、私ども事務局で皆様方のご発言をふまえて、似たようなご意見を集約したり、文言整理したりということによってまとめたものが10-1になります。

それでは、中身をご説明させていただきます。はじめに目次でございます。目次をご覧くださいと、構成としては、はじめにということと、1に皆様方の意見・提言、それから2といたしまして委員会の概要、名簿と開催状況を記載しようというように考えている次第です。

1ページ、はじめにと書きまして、空欄となっております。ここと次の2ページ、1委員の意見・提言の総括につきましては、各個別意見がまとまったらということと考えております。したがって、今は空欄にさせていただいておりますけれども、一応、たたき台ということで、資料10-2という形でおつけしましたので、個別のご意見・提言を説明させていただいたのち、10-2についても触れさせていただければと思います。

それでは、資料10-1の3ページをご覧ください。第5回までの（会議の）中で、皆様方からいただいた意見を集約したものでございますので、順次、ご説明をさせていただければと思います。

まず、組み立てでございますが、条の早いほうからご意見をまとめさせていただいておりますので、ご了承いただければと思います。

はじめに、「用語の使用について」でございますが、「参画」と用語の定義を条例上している都合上、本条例の定義されている趣旨を十分にふまえ、他の文書等についても、使用しているか検証すべきであるというご意見を頂戴しております。

それから、「市政世論調査」につきましては、市民の要望を聞くというのみではなくて、きちんと将来のコスト、あるいは見込まれる負担なども市民の皆様にお示しする中で、必要な施策、あるいは建物の建設等についてお聞きなさいというご意見を頂戴しております。その前提としては、情報の公開がさらなる前提となろうかというご意見も頂戴しております。

それから、「新潟市人材育成基本方針」でございしますが、市民サービスの水準を維持するために、職場や職種に応じてきちんと教育訓練を行うことと、人員削減が市民サービスの低下を招かぬよう、人員配置を行うべきであるというご意見も頂戴しております。

それから、一番下（新潟市職員の提案に関する規程）でございしますが、改善提案件数が増えていることについては、職員の問題意識を持っているということで、前向きな姿になっているということでございしますが、マイナスのインセンティブが働かないような制度運用はしなければならないというご意見を頂戴しております。

それから、4ページでございします。「新・新潟市総合計画」でございしますが、これまでの策定時と同様に、市民参画の機会を十分に設け、市民と行政との共通認識を育てていくことが重要であるというご意見。それから、単年度予算で動いていく中で、長期計画を作ることにつきましては、施策を拘束するという面と将来像が必要ではないかという双方の面があることをふまえて議論をしていく必要があるということ。それから、3点目といたしまして、基本構想の策定は地方自治法上なくなったわけですが、本条例第13条にあるとおり、市政の方向性を定める何らかの方針や計画が必要であり、そのときどきの社会経済情勢や地域の状況をふまえて策定する必要があるというご意見を頂戴したところでございします。

それから、「事業仕分け」のところでもございします。事業仕分けにつきましては、事業の中身を市民の視点から改めて見直すいい機会でもあり、さらには、対象事業の選定理由や事業内容をもっと分かりやすく市民の皆様にお知らせすることで、理解を深め、協働の推進につなげていったほうがいいのではないかというご意見を頂戴しているところでございします。

5ページでございします。「新潟市附属機関等に関する指針」でございしますが、委員の公募につきましては、市民参画の大切な仕組みの一つであるということ。したがって、できるだけ多くの市民が応募しやすいよう、公募期間や選考方法を工夫するとともに、附属機関等の活動内容のPR、広報にも努める必要があるということ。2点目といたしまして、公募委員につきましては、現在、附属機関の併任が認められていないということで、複数の附属機関の委員に就任することを認めるべきというご意見と、一方で、現行どおり、より多くの市民の皆様に参加機会を提供することから、併任を認めないという双方のご意見

があったように記憶しております。3点目でございますが、市民参画を得た附属機関での審議が実りあるものとなるよう、会議の資料の事前配付と会議運営について、きちんと指針を遵守すべきであるというご意見を頂戴したところで

す。それから、「新潟市市民意見提出条例」、パブリックコメントでございますが、パブリックコメントの募集期間等につきましては、案件に応じて期間を設定するなど、意見を出しやすくしていく配慮が必要だということ。それから、いただいた意見につきましては、そういった市民の意見を大切に扱う姿勢を示す意味からも、何らかの形で意見提出者に回答をぜひしていただきたいということを意見でいただいております。

それから、「協働の推進」につきましては、協働の担い手である諸団体の状況はさまざまであり、協働の手法も変化していることから、市民にも協働のあり方の変化を分かりやすくお示しするとともに、このことに対応できる職員の資質向上を図ることが必要だということ。そのためにも、「市民協働の手引き2006」につきましては、市民と行政が協働して見直すべきであるというご意見を頂戴しております。

6ページでございます。「市政相談」でございますが、市政相談で寄せられる案件につきましては、国や県など、市以外が行っている業務に関するものや、双方に関するものがあることから、これまで以上に関係機関と連携すること。

それから、「行政評価」につきましては、2点ございますが、いずれにいたしましても、市民の視点からの評価をさらに導入できる部分がないか検討すべきであり、特に区につきましては、身近な市民サービスを多数行っていることから、さらに市民の参画について検討が必要だというご趣旨のご意見を頂戴しております。

それから次が、「区における行政運営について」でございます。区におきましては、市政のメインステージとして機能するよう、裁量権をもっと拡大すべきであり、これまで以上に積極的に市民参画や協働の機会を設けるべきであるというご意見に併せまして、地域の特性や独自性を尊重した地域自治を推進するためにも、各区の課題につきましては、市と市民の皆様が検討して解決していくことが大切であるというご意見を頂戴したところでございます。

それから、区の総合計画に値します「区ビジョン」のところでございますが、区ビジョンまちづくり計画につきましては、工程表や担当部署の明示があると

よりよいというご意見を頂戴したところでございます。

7ページでございます。「特色ある区づくり予算」ですが、区づくり予算につきましては、実施期間は原則3年ということで定めておりますが、区にとって有意義なものについては、その必要性などを判断したうえでも、事業が継続できる方策を検討すべきであるというご意見。

それから、「区政懇談会」、一部の区では区長と語る会というようになっておりますが、一般の区民の皆様には、区政について区長や区役所と直接意見交換ができる機会が少ないことから、可能な限り区民に開かれた形で実施したほうがよいというご意見を集約したものでございます。

それから、「コミュニティ協議会」に関しましては3点ございまして、1点目が、ほかの区の実例など、関係する制度等につきましても情報共有を図るべきということ。それから2点目が、各区に開設されたまちづくりセンターにつきましては、活動拠点ということで、条例の精神が徐々に生かされているけれども、人件費、活動拠点、事務用品の調達など、まだまだ苦慮しているので、今後も地域の実情に合った支援策が必要であるというような（ご意見の）集約をさせていただいております。さらに3点目につきましては、自主自立の組織としてコミュニティ協議会の活動を継続するためにも、財源確保の方策や運営体制などを住民自らが考える必要があるのだというご意見を頂戴したところでございます。

8ページ、「区自治協議会条例」でございます。区自治協議会の活動を活発にし、認知度を高めることで、地域の人材を確保していくことが必要であるというご意見。2点目につきましては、地域の活動の現場につきましては、多くの女性が支えているという実態をふまえて、これまで以上に事業の企画段階からの女性の参画や協働が重要だと。それに伴って、女性の登用も必要であるというご意見を頂戴してございます。3点目でございますが、委員の男女比率の問題でございますが、委員構成につきましては、区にお任せしていることということがございますので、そういったことと関係している点に留意をすべきであるというご意見を頂戴したところでございます。

それから、「国際社会との交流及び連携」のところ、きちんと関係情報を一元化することで、関係者で連携して戦略的に取り組むべきであるというご意見を頂戴しています。

それから「その他」でございます。この条例が一層周知されるように、分か

りやすいパンフレットの作成などに取り組むべきというご意見を頂戴したところでございます。

以上が、皆様から第5回までにわたりまして頂戴しました意見を、こちらでまとめました提言の素案ということにさせていただければと思います。

9ページでございますが、先ほど申し上げましたように、委員会の概要ということで、委員の皆様の名簿、10ページには第7回までの予定も入ってございますが、11月9日まで7回を数えまして、委員会の開催状況の記載させていただきました。

次に、資料10-2をご覧ください。先ほど申し上げましたように、資料10-2につきましては、ただいまの10-1の素案の1ページと2ページのところに個別意見の調整が終わった後、差し込もうというもののたたき台でございます。したがって、細かいことは省略させていただきますが、はじめの部分につきましては、条例の設置から本委員会の検討を経て、これが今後につながることを望むというもの。

それから、委員の意見・提言（総括）につきましては、中ほどのところでございますが、自治の基本原則である「情報の共有」「参画」「協働」のより一層の推進ということを図りながら、条例の実効性を高めるということに取り組みということで、総括を前提にしているたたき台でございます。この議論につきましては、個別の事業の議論が終わった後、また皆さんからご意見を頂戴できればと考えております。

これで、10-1、10-2の説明を終わらせていただきまして、先回、岩橋委員からお話がありました、条例の見直しの件につきまして、ご説明させていただきます。

私どもの法制担当課にも確認したり、制定時の議事録を読んだりさせていただきました。まず、制定時の考え方でございますが、本条例は、必要に応じて、いつでも継続的な見直しの期間の設定やそのための検討組織について規定しないことといたしましたが、制定後の最初の期間に限っては政令市移行後の実態をふまえ、一定期間内に検証を行う必要があるということから、補足的に規定するものということで、本条例の附則で5年以内というようにうたったと、書かれております。

また、現状を申し上げますと、先般簡単に申し上げました、区役所のあり方などの大都市制度や住民自治、協働など、市と私たち市民を取り巻く環境の変

化が大きく、早いことから、私どもとしては年限を切って見直しということではなく、気持ちとしては不断に見直しをさせていただかなければいけない重要な条例だというように認識しているところでございます。

したがいまして、このたびの法的な関係としましては、1回だけ、初回だけというようなお答えになろうかと思えますし、どうしていくのだというところについては、私どもとしては不断に見直しをさせていただくということで、何年以内とか、何年ごとにということではなくて、今回は、条文の規定については触る必要はないかと考えております。

なお、議会の部分でございますが、自治基本条例の条文中、議会の関係部分については、第1回目の会議で別途議会が検討していますというようなお話をしました。検討結果についてご披露申し上げます。

市議会につきましては、自治基本条例制定後、平成23年3月に議会基本条例というものを制定して、同年7月に議会基本条例に基づきまして、議会改革推進会議を設置してございます。議会審議の充実や市民参画の推進をはじめとした議会改革について継続的に検討しており、さまざまな取組を行っております。具体的には、議会報告会を開催したり、一般質問における人数制限の撤廃、質問方法の一問一答から分割方式、そういった新しい質問方式の導入。それから、検討中の事項としましては、議員定数の調査特別委員会の設置などを通じて、議会改革に努めたところであります。今後、広報広聴や会議の公開や情報公開についても、議会改革推進会議で検討していくということでございます。

いろいろ見直すべき点はありますけれども、自治基本条例、あるいは議会基本条例の趣旨をふまえた議会改革推進について検証した結果、これらのことを、今後も条例の実効性を高めるために、不断の議会改革を進めていくという報告を受けております。

したがいまして、議会関係部分につきましても、条文の改正は必要ないというようにご意見を頂戴している次第であります。私からは以上でございます。

(原委員長)

どうもありがとうございました。特に議会関係は問題がないようでございますので、ひと安心というところでございます。

それでは、この後、1ページずつ慎重に皆様方から意見を承りながら、まとめていきたいと思えます。

先回、長谷川委員から、ぜひ委員同士の意見の交換みたいなものをやっても

らえないかというご意見もありましたので、その辺を十分、皆様方、今日は発言する中で心がけていただくと、大変ありがたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

(岩橋委員)

ただいまの説明、見直し規定について説明をいただきました。これを確認させていただきませんが、いわゆる今後、必要に応じて見直しはいつでもできるという考え方でよろしいわけですね。その場合、だれがそれを発議するのか。市民でいいのか、市長なのか、議会なのか、この辺はどのような流れといいますか、仕組みになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

(事務局)

仕組み、流れというところにつきましては、普通の条例と変わらない手続きになろうかと思っておりますので、条例の改正議案を私ども首長か、議会で発議することとなっておりますので、必要に応じて、そういった手続きを踏むことになろうかと思っておりますが、ここにこういう問題があるというのは、各所管で、市民の皆さんと議論していく中で、問題点が出てくるかもしれませんし、また全体を統括している私どもで、ここについて問題がありだというようなことになるかもしれません。そのきっかけは市民の皆様からのご提言であったり、区自治協議会からのご意見であったりということになろうかと思っておりますが、手続き自体は普通の条例と変わらない仕組みになるかと思っております。

(原委員長)

よろしいですか。

ほかに、少し前後しましたが、先ほどの事務局の説明で、ご質問なりご意見がありましたら、改めてご発言いただきたいと思います。どうでしょうか。後から、またご発言いただいてもけっこうでございますので、では一応、先に進ませていただきたいと思います。

資料10-1の3ページからでございますが、1ページずつやっていきたいと思っております。ここの中でご意見のある方はおっしゃってください。

(岩橋委員)

議論に入る前に、確認をしておきたいのですが、ここに提言をまとめていただいております。これを所定の所轄、または市長に提言するわけですが、それが各担当の関係部署に下りていったときに、このような文言でいくのか、そのほかにこういうご意見があったとか、この凝縮した提案文言でいくのか。議論

した背景も含めてこういったご意見もありましたということも含めて、各部署に落とし込んでいくのか。その辺を先に確認したいと。

(事務局)

各所管部署には、今までの議事の概要と議事録を送っておりますので、各所管部署にまだご覧いただいていないのは、できあがりにおける素案と書いてある部分(資料10-2)だけですので、当然、委員の皆さんの議論の様子とか、そういったことをふまえて、これからこういった課題について対処していくということになるかと思います。

(原委員長)

なお、今回、次回にもう1回、それが最終になりますが、最終のところで大きな変更がありますと、委員長に一任ということにすぐなりかねないので、私も非常にきつい判断をしなければならなくなりますので、なるべく今日、発言をまとめてしておいていただきたいと、座長としてはお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

委員の方々のご意見を聞きたいのですが、正直なところ、例えばNPOを含めて、いろいろな市民の方々からの参画と協働を求めている背景の一つには、非常にコスト的な問題が出てきたということがあると思うのです。それから、従来ですと行政サービスというのは、市役所なり、それぞれの役場が一方的に提供する、市民はそれを受ければそれで済んだのですが、なかなかコスト面でそうも言っていられなくなってきた。したがって、市民からも積極的に協働してくださいよと。そのためには情報共有しますよ、参画してもらいますよということなのですが、そのあたりの状況の変化について、私はぜひ、市役所の職員の方にご認識を新たにさせていただく必要があるだろうと。従来状況とは、少し違ってきているよと。市民も、協働がないと市自身もやっていけなくなってくるのだという意識を持っていただきたいと思って、できたら3番目の新潟市人材育成基本方針に少しその辺のことを入れていただくというのはどうかと思っているのですが、委員の方々どうでしょうか。

(坂上委員)

今のことに関する質問なのですが、今、現実には、職場や職種に応じて教育訓練を行っているというのが、頻繁に行われているのか、それとも、ほとんど行われていなかったのか。

(原委員長)

頻繁かほとんどかという判断は難しいと思いますが。

(坂上委員)

行うことが必要であるとなっている以上は、どのくらい担当に向けての教育ということなのか。

(原委員長)

逆に言うと、していなかったから、こう書いたのでしょうか。その辺、事務局でひとつ（説明を）。

(事務局)

ここについては、私どもとしてはさらにとか、一層とか、つけてもいいかとは思っていたのですが、委員の皆さんのご意見がそういった趣旨ではなくて、ちゃんとやってもらいたいというご意見だったものですから、そのとおりに書かせていただきました。

今、正職員に関しては階層別と言いまして、ある一定の経験年数がきたときに、自動的に受けなければいけない研修と、それからある一定の役職についたときに受ける研修と、けっこう研修カリキュラムは充実しております。それから非常勤職員の方で、公民館におられる方とか、図書館の司書の方とか、それぞれ資格、免許職みたいな方々がおられるのですけれども、そういった方々については一定の能力が検証されて国家資格を得ておられますので、あとはその館ですとか、新潟市の仕事のやり方をきちんと覚えていただければいいということもありますので、集合研修みたいなものはあまり多くないとは思いますが、公民館独自の研修があったり、ということで対応しております。

そのほかに臨時職員の方がおられますが、この方々につきましては、雇用期間も比較的短いこともありますし、補助業務が多いということですので、職場の中で同僚や先輩から仕事をする中で学んでいくということがございます。この条例とか市政全般に関して系統立って学ぶという機会は、非常勤職員の方とか臨時職員の方については、さほど多くないかとは思っておりますが、正職員については、そういったことが前提となって仕事を遂行しているわけですので、その辺に少し差があるかなというように思います。

(樋口委員)

少しお聞きしたいのですけれども、これは、NPOとか何かで委託されているところがあるかと思うのですけれども。施設といいますか、そういうところ

の職員の人たちというのは、こういう育成というものはなっているのでしょうか。

(事務局)

業務を委託している方々については、当然、その遂行能力があるやなしやを
図りながら、委託をしているものですから、改めてこちらで研修はしていません。

(樋口委員)

していないのですか。

(原委員長)

ご質問の趣旨は、いわゆる指定管理者のようなケースでしょうね。

(樋口委員)

協働というようなもの、市民との協働というのはおっしゃったのですけれども、けっこう私たちの周りで、いろいろな施設の職員の人たちが、正職員の市の方ではなくて、委託されている職員の方になっているのですけれども、それで足りるのでしょうか。

(原委員長)

足りるとするのは、教育しなくてもいいのかと。

(樋口委員)

偉そうですけれども、同じような形で情報共有というようになるのでしょうか。こういう考え方で、市はやっているのですよねということをやらなくていいのかと、今、思ったのですけれども。それで、委託して、(遂行能力を)調査したときには、確かにこれだけのレベルがあったから委託したのだけれども、個別で何か出てくるのではないかと思うのです。

実際私は、前にも言ったのですけれども、児童センターを使うときに、こちらの趣旨が非常に伝わらなくてお借りできなかつたとか、だめとは言わないのですけれども、非常にいろいろとハードルを上げてきて、あきらめた部分があったので、そういうものはやっておくべきなのではないかと。委託している職員の方たちにも、そういう研修とか、教育訓練が必要ではないかと。皆さん、いかがでしょうか。

(岩橋委員)

関連しまして、この(会議の)期間中に議論したのは、臨時職員等の人数が多くなってきていると。その辺について、どういう教育をしているのだという

議論があったと思います。ただ、半年とか1年の方に、なかなかそういう教育は行き届かない。実施がなかなか難しいという部分があると。こういう議論があったと思います。

したがいまして、そのときに、職員の方の具体的な教育のカリキュラムとか、そういったものについては議論もなかったし、質問もなかったと思います。ここで、議論をもう一遍整理しまして、職員に対してはどうかと。臨時職員に対してはどうかと。または指定管理業者の、例えばスポーツセンターとかありますけれども、そういうところについての指導はどうするのだという部分を分けて教育をしていく仕組みを作っていないといけないのではないかと、今現在思います。

それと同時に、議論の中では、正職員の研修があります、さまざまな研修をやっていますというようなご説明だったのですが、やはり市の職員については、基本的能力が高い方、ほとんど世間一般に言ったら、基本的な能力を十分兼ね備えた方が入っておられると思うのです。ですから、それをどう活用するのか。発揮してもらうのか。これが教育には大事だと思うのです。そういう意味では、やはり研修というようなものも必要ではありますが、問題解決能力とか、または問題発見能力とか、または自己啓発能力とか、そういった自分の能力を引き上げていくようなカリキュラムが必要ではないかと思います。民間の場合は、そういうものを個々の目標に置き換えて、その達成した部分を人事評価に結びつけていくという仕組みが、民間企業では当たり前のことです。ですから、極端な人事考課と結びつけることは、すぐには難しいでしょうけれども、そういう方向を持っていく必要があるのではないかと。

やはり今現在、行っています、組織目標管理というものを行っておりますが、これを個人目標まで落とし込んでいって、個人目標についてはそれぞれの担った仕事、担った自己啓発、さまざまなものがあるわけなのです。それをどこまで達成できたのかというような評価に結びつけていって、それが人事考課に結んでいくと。同時に、これは評価する人も、評価される人も客観的に納得性のいくような評価システムが必要ではないかと思うのです。

(原委員長)

ありがとうございました。これに関して、ほかにご発言されたい方はいらっしゃいませんか。

(郷委員)

私も市民として関係市役所とか、公民館とか行ったときに、いる人は、私たち市民にとってはみんな市の人なのです。その中で、この人は正職員だからこの研修を受けて、この人は非常勤職員だからとか、この人は臨時職員だからというのは、私たち行き慣れているところの人たちに関しては分かりますが、そうでないところは委託業者がやっているところなのかどうかというのは、なかなか分からないので、そちらで区別するというのも、雇用に関しての区別も大切ですが、私たち市民にとっては、同じところにいる人はみんな市の人。例えば、公民館の館長さんでも、非常勤職員の館長さんもいらっしゃる。でも、公民館の館長さんであれば、私たちは本当に正規の館長でも、非常勤職員の館長でも、その責任者である館長という形で思うので、そのあたりが、市民に対する要望としては同じようになってしまうかということを感じています。

(原委員長)

ありがとうございました。大方のご意見だろうと思いますが、委託先、あるいは臨時職員(かどうか)にかかわらず、しっかりと教育をされるべきだろうということだと思います。そのときに、コストの問題も当然出てきますから、これをしっかり読んでくれればよいというようなマニュアルが、せめてないと困るなど。そのマニュアルの中に、オペレーション的な要素だけでなく、企業などでよく言いますミッション、ビジョンというような、なぜこういう仕事が必要なのか、何のためにするのかというようなことですよね。そういうことを、ここでは市民と協力してもらって、こういう部分には市民から協力してもらってやっているのだよというようなことを含めて、ぜひマニュアルづくりあたりから先に取り組んでもらえるとありがたいなど。みんなできていると言われれば、それはそうかなと思いますが、おそらくそうではないだろうと思いますので、まずはマニュアルづくりみたいなどころからはじめていただけるとありがたいと。いずれは、もう少しレベルの高いものも出てくるだろうと思いますけれども、それはぜひ必要ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。その辺を少し、文書の中、新潟市人材育成基本方針に入れていただきたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

(馬場委員)

委託の問題は、切り分けて議論しないとややこしいことになりそうな気がします。委託をしたときには、2つのパターンが考えられて、1つ目は公権力を

行使するような委託があって、もう1つはそうではない一般的な民間の民民委託というのがある。多分、民民の委託を普通やった場合には、企業経営をなさっている方々いらっしゃるので、釈迦に説法でおかしな話になるかもしれませんが、研修など絶対にやらないですよ。契約を結んで、この事業をやってくれとってそれはできるものとして委託をするわけです。できない業者は切るわけです。そうであれば、このところを切り分けて議論しておくということが必要になるだろうと思います。

正職員と臨時職員の場合は、内部で雇っているということ、つまり行政内部にということなので、それは一つ考えなければいけない点だろうと思うのです。行政の外部に出したときも、出したときの意味づけを考えなければいけないだろうなということで、書きぶりは少し難しいかと思います。さらに、これがもう少し先に進んでいくとどうということになるかという、どういう業者を委託の業者として選ぶかといったときに、いろいろなパターンがあって、単なる入札があれば、総合入札という、お金だけではなくて、いろいろなサービスを提供できる、サービスの内容まで評価するという形で入札するというやり方もあるのですが、ともあれ、どういう業者を選ぶかという行政内部の能力の高さが、実はそこに反映するということになってくるので、あまりサービスを外に出してしまう、これは僕の基本的な考え方ですけれども、全部出してしまうと、どうやって統制したらいいのかとか、どういうサービスが本当にやられているのかと分からないという問題が生じます。実際に行政の職員がやっていないサービスを、委託仕様書とって、どのようにサービスを展開してくださいと、そのマニュアルで契約書を結ぶわけですけれども、やったことのないサービスについてマニュアルを書いても、実はうまくいかないわけで。いうことになってくると、実は、1回自分たちがやっているということ、具体的にいうと委託に出さずに直営でやるということの意味もあるのではないかと思わないでもない。そういう部分もあるということが、結局、その先にあるだろうなということだけは、少し覚えていただければということです。話を戻せば、基本的に委託というものはそういう性質のものですよということをお勘案してこの文書の書きぶりを考え、もし載せるということであればそれに応じた書きぶりを考えていただければなと思います。

(原委員長)

ありがとうございました。貴重な意見です。

(若林委員)

私も今の考え方には、非常に大賛成です。委託をするということは、そういう能力を持っているものというのが背景にあるわけです。そうでなければ委託できない。民間では当たり前の話なので、行政が委託する、民間同士で事務委託するというのは、あまり基本的には変わらないのだろうと。その辺、脇で考えるべきだろうと思いますし、逆に委託をする側、例えば、指定管理者になるときに、指定管理者の能力をどう見るか。こちらが逆に行政側の能力を高めなければいけないことになるかと思います。

(原委員長)

ただ、マニュアルがあれば、少なくともこのマニュアルを遵守して行うことを、指定管理者制度の契約のときに1項目入れておくということができるのではないかと思いますし、基本的に今までは行政がやっていたものを指定管理業者にというケースがほとんどだと思いますので、渡してからしばらくたってしまったねということは、少し問題があるかもしれませんが、まだ今ならば、市でマニュアルが作れる。俺たちはこのようにやってきたよというマニュアルが作れるのではないかと思いますので、できたら早いほうがいいだろうと思っているのですけれども、どういったものでしょうか。下手すると責任逃れになるかもしれないのですが、

(栗山委員)

指定管理はすごく難しいと思って、コストダウンしたいという中で、指定管理というものが入ってきたと思う中で、私が見ている限りでは、指定管理の業者さんには非常にたくさんの項目で要望があり、こういうことができないといけませんよというものがあり、プレゼンのような形で一般の市民の方たちが審査し、その後で行政の人が混じって一緒に審査をし、コストの面と一緒に考えて、点数評価みたいな形でやられていると思うのですが、児童館の話が出ましたけれども、あまり指定管理の中で、すごく対応が悪いというものを拾い上げるときというのは少ないのではないかと思います。クレームがいきますと、非常に早い時点でこういうことをやってもらっては困るということもすぐきますし、あるいは新しいことに関して、こうしてほしいということは、上から下に流れるように早くきますので、あまりその時点では問題ないかと思うのです。民の人たちがどうやってこういう意見を寄こしたということに関しては、非常に敏感に市役所の人たちは対応してくださるので、どちらかという、市

役所の中で民間対応するところの人材育成という問題のほうがきっと難しく、人材対応された人が指定管理をきちんと対応してくれば、あまり問題はないと考えます。

(原委員長)

樋口委員、そうした意見が出てきましたので、私も意見を変えようと思いますが、よろしいですか。

指定管理者までは入れないで、あくまで市の臨時職員であれ、何であれ、市の職員の研修ということに絞って考えたいと思います。よろしいですね。では、そういうことで入れていただければと思います。

(坂上委員)

すみません、全く素人で分からないのですけれども、最後のところの、「マイナスのインセンティブ」というのはどういう意味なのですか。カタカナでいっぱい書いてあるという。これは、私、聞いたことのない言葉だったなと思って。

(事務局)

インセンティブというのは優遇みたいな形の意味で、アドバンテージみたいな感じにとらえていただきたいのですけれども、普通、優遇というと優待されるということですから、プラスに、例えば提言したものが偉くなるとか、ほめられるとか、褒賞を受けるということなのですから、マイナスというと改善提案をしたことで、例えば、組織の方針と違うことを提案して、改善していくときに、それが本人にとってマイナスの評価にならないように注意せよという趣旨でございます。

(坂上委員)

ありがとうございます。

(原委員長)

動機づけかな、どうでしょうか。動機づけでいいですか。

(岩橋委員)

「マイナスの評価が働かない」と日本語でよいのではないですか。その方が分かりやすいと思います。インセンティブは平た使われていますが、マイナスと頭についていますので、「マイナスの評価が働かないような」というような文言にしたら良いと思います。

(原委員長)

もっと平たく言うと、やる気がなくなるようなことのないようにということですから、それでいいですよ。これは日本語で表現を。今後も全部、基本的にはそういうスタンスで書いていきたいと思っています。よろしいでしょうか。

(栗山委員)

やはりこれはすごく難しく、上司の方針と違った場合に意欲がなくなる、評価が悪くならないようにとか、提案が引き下げられないようにということ、すごく難しいと思うのですが、具体的にはどういう感じなのでしょう。イメージが分かりますけれども、実際にあった場合に、なかなか取り上げてもらえないということが現状ではないかと思えますし、今、あまりないと思えますけれども、昔、役所で働いていたときに、そんなに働かなくてもいいようにというようなことを言われたケースもあつたりするので、そんなに無理しなくてもいいよとか言われたこともありますし、新しいことを変えようとする、すごくエネルギーがいる場合があつて、やはりこの予算では無理だよと言われたらできないし、そういうものを拾っていくエネルギーといえますか、拾い上げる力は難しいなと思つたりするのですけれども。

(原委員長)

確かにそれはありそうな。

(岩橋委員)

マイナスの評価というものが心配されるということについては、民間の場合は、こういった改善提案制度の受入窓口が別組織でできるのです。各部から集まった、特にその中には平の社員もいます。課長もいます。さまざまな第三者機関として受け皿を作っています。それで、こういう提案があつたけれども、それは少し難しいなというような判断があつたときには、それは実施されないということになりますが、そういうマイナスの評価に至るまでのプロセスはないわけです。ですから、市のこういう今の仕組みで、そういう懸念がされるのであれば、提案制度そのものの仕組みを変えると。第三者機関的な人事権を持たない方が、その事務で改善提案制度の事務局を作ってやる。このような形が望ましいと思います。もし、そういう懸念があれば。市としてはどのようになっているのか分かりませんが。

(原委員長)

第三者、あるいは市長公室長みたいな部屋があれば、そういうセクションが

あればそこへ、一旦拒否されましたけれども、自信があるのでもう一回直接に提案しますという。

(事務局)

これも委員の皆さんからいただいた意見ですので、私どもとしては、議論の何回目かは忘れましたが、708件ほどの改善提案が出てきているという現状があって、そういったたくさんの提案をいただいている中で、そういった制度を健全なものに将来にわたってしていきなさいというご趣旨だと思って受け止めております。

したがって、今、そういう制度に問題があって、悪いマイナスの評価みたいなものが働いているということでは、決してありませんし、意見が出にくいということでは、決して私どももあまり思っていないで、たしか平成22年度は三百何件(だったもの)が、平成23年度には700件と伸びてきているので、そういった方向性をきちんとこれからも健全に提案制度を運用していきなさいと。そういう将来にわたるご警告と受け止めているところで、今、記載をさせていただいているということでございます。

(原委員長)

そうすると、後段のマイナスのインセンティブという発言があったのでしょ
うね。これはこれでいいですか。事務局の説明もふまえたうえで。

(馬場委員)

改善提案といったときの改善提案が、非常に曖昧模糊としているのですけれども、行政のやろうと思っている方針というのは、基本的に山を登るか、登らないかから始まって決めなければいけないのです。やるやらないも含めてですけれども。逆に、長が決めたことについては、絶対にやらなければいけないわけですね。そのやり方もいろいろ決めなければいけないということがあって、結果が見えにくいのが行政の基本的な活動だろうと考えているのです。結果が見えにくいというのはどういうことかということ、例えば、儲かった、儲からないといった形で、結果として出てくるかということなかなか難しい場合がある。そうなったときに、結局、行政の組織自体がプラス主義ではなくて減点主義になりやすいのです。プラス主義にできるかということなかなか難しいというところで、十全にやって当たり前で、それよりもプラスということはなかなかなくて、それよりもマイナスで評価されていくことが非常に多いという現状があるので、もし、(改善提案を)言ったときに、それがマイナスに働かないようにし

ておいてほしいという気持ちがあって、ここに申し上げたということです。よくよくそういうことはありますので、少しそのところだけご留意いただければと思って申し上げたつもりです。

(原委員長)

せっかくですから、マイナスのインセンティブというのは、少し分かりにくいという意見がありました。何か適切な日本語はありませんか。

(馬場委員)

そうしたら、マイナスの評価とかにしますか。評価が下されないというような感じにしていれば。本来はこの言い方、本人の気持ちプラスそこに付加されるものという意味がインセンティブにあるのですけれども、そこまでややこしくしないほうがよければ、やはりマイナスの評価、もしくは負の評価が与えられないというようなところでどうでしょうか。

(原委員長)

その辺で、少し文書を変えていただくということにしたいと思います。ありがとうございました。それはどうですか。

(岩橋委員)

改善提案が上司の方針と違った場合という、上司の方針というものが非常に気になるのです。ですから、改善提案が上司の方針とか、そういったものではなくて、検討の結果、採用されなくても、マイナスの評価にならないようなほうがいいのではないかと思います。上司の方針と違った場合というのは、非常に。改善提案が採用されるか、採用されないかという問題ですよ。

(事務局)

今、馬場委員がおっしゃったことを拝聴していて、採用されるか、されないかでなくて、そういう提案をすることが、上司に対して市の方針と違うことを提案することにつながるのというご趣旨のように承っておりましたが、採用されるか、されないか、もう少し前できちんとマイナスの負の評価が働かないようにというご指摘なのかなと受け止めておりましたけれど。

(岩橋委員)

今のこの制度は、提案する場所というのは、そういう事務局のようなものがあるのですか、それとも、直属の上司に提案するのですか。それによってもかなり意味合いが違ってくると思います。

(事務局)

改善の提案については、所管をしています行政経営課というところに直接、たぶん所属の長は知らないで提案もできますし、もちろんことわっても提案できると思います。

(原委員長)

であれば、そこは担保されていると考えていいのではないのでしょうか。ではそれは負の評価を受けないようにというような形でいいかと思います。

3ページはこの辺でよろしいでしょうか。それでは引き続いて、4ページをご覧いただきたいと思います。2項目ありますが、新・新潟市総合計画と事業仕分けですが。

(岩橋委員)

事業仕分けについてお願いします。対象事業については、選定理由や事業内容を分かりやすく説明する。これは当たり前のことなのですが、この対象事業をどう決めるか。やはり市民の視点で対象事業も決める必要があるのではないかと。要するに、第1回の事業仕分けの場合は、市民から公募いたしました。この事業を事業仕分けの対象にしてくださいと、こういうような公募もとった記憶があります。したがって、対象事業を市民からも公募するという仕組みを、ぜひ入れていただきたいと思います。

(原委員長)

この意見については、皆さんどうですか。

(栗山委員)

公募もすばらしくいいと思うのですが、ある人にとってはよくて、ある人にとってはよくない事業というのはあると思うのです。そうしたときに、対象にしてくださいと上がることに対応して、残してくださいという意見も上がるのですか。公募の方法として。

(原委員長)

残してくださいというのは、続けてください、もっとやってください、残してください、その評価の結果ではないですか。評価するかしないかというのがまずあって、評価の対象になりましたと。評価した結果、残しましょう、続けましょう、あるいはもっと何とかという、それで決まるのだらうと思うのですが。

(栗山委員)

両方の意見が上がってくる状態にしないと、片方の手を挙げた人だけの意見が通っていくというシステムにすると、事業仕分けの仕方が難しくなってくるなど。

(原委員長)

やめてもらいたいと思う市民の意見が集中すると。

(栗山委員)

集中するというか、1件でも（やめてもらいたいという意見が）あるということが上がってきて、行政的に見て市の方向としてこれも大切なのだ、お金をかけて大切なのだという思いがある中で、いらぬという意見が市民から出たときに、それが強く働く困るのかなというふうに思いました。

(原委員長)

ありえますよね。ただ、理屈の上では、評価の段階で意見が集約されればいいことだとは思いますが、たぶん、そもそもそこに、まな板に乗せられるということが（困るのではないか）ということですね、ご意見は。

(栗山委員)

例えば芸術などは、いらぬと思っている人たちもいたり、ちょっと取り上げが悪いかもしれないですけども、いらぬと、こんなものは市がやってく必要ないよというものもあったとするならば、それがもし上がってきて、大多数の人が、芸術鑑賞をする人が2割いて、8割の人が見ないとするならば、その意見が通ってしまうというようなこともあるのかなと、今考えたりしますけれど。

(原委員長)

事業仕分けは、岩橋委員は体験されていますよね。今のご意見、懸念はどうですか。

(岩橋委員)

行政の職員の方が、これはおかしいね、見直してもらおうというものもあります。市民から見て、これはいかなものかね、見直して皆さんの意見を聞いたらどうですかという、ふたとおりあると思うのです。

ですから、これは事業仕分けの対象事業となっても、事業仕分けをするメンバーが白黒をつけるわけではないのです。意見を答申するのです。それを行政として取り上げてどうするか。それを最終的に議会にかけて、それで最終決定

するという仕組みになっていますから、問題提起するという部分では、やはり市民から問題提起するというのは、市民参画、住民自治から必要ではないかと。ですから今おっしゃったような懸念は、いくつかのフィルターを通過していきますから、そんなに極端なことにはならないと思っております。

(原委員長)

分かりました。そうするとやはり市民からの事業仕分けの事業の選定というか、候補選びというのか、その道筋をつけておいてもらいたいということですね。それは大事だということですね。

(岩橋委員)

もう一つ、今の懸念に対してこういう方法もあります。事業仕分け人が7名とか8名で、この事業は継続だとか、中止だとか、または拡大とかという判断をするのも方法なのですが、事業仕分け人の後ろに一般市民が、例えば20人なり30人が、その議論を聞いていて、それに対してどう判断するか。一般市民の判断、こういう仕組みも、事業仕分けには取り入れることができるのです。そうすれば、今のような懸念は、いくらか解消されるといいますか、そういう仕組みがあることも事実です。

(樋口委員)

もう皆さんおっしゃってあれなのですけれど、前回の（事業仕分け）と今年のものを見せていただいたのですけれども、事業仕分け。やはり、なんでこれが事業仕分けにかかるのかなというのがあって、市民の方がかなり、これが事業仕分けにかかることに対して非常に危機感を持っていらっしゃる事業もあったりして。やはり、それが選ばれたというのが、市民が納得できるような、そういうものがあるのかなと思うのです。これが事業仕分けにかかって、みんなでお話し合ってみてもらおうよというものが、納得できるものであってほしいのです。どういう文書にするかはあれなのですけれども、そこで見たときに、えっというような、そのような事業がかかるのではなく、多数決によるかもしれないし、その分野とかいろいろあるかもしれないですけれども、そのためにはやはり候補をたくさん上げてもらって、それで事業仕分け人の人とか、決める人たちにどの事業をあげるかということをお話しするというような、もう少し見えやすい、私たちに事業仕分けの項目についての見えやすい仕組みがあったら、もう少し分かりやすいのかというのがあったのだと思います。

(原委員長)

仕分け事業、なぜ仕分けなければならないのか、見直さなければならないのか、その理由みたいなのはついていないのですか。

(樋口委員)

ついてます。ついてますけれども。

(原委員長)

それが不十分。

(樋口委員)

いや、ついてますけれども、そんなはっきりした感じじゃないですよ、あれを見ると。このところがちょっと問題なのでという言い方ではなく、前ははまだ、もう少しはっきり書いたような気がするのだけれど、今回はものすごく、市の方でもこれは必要な事業だと思っておりますけれども、こんなことも実はあるのですよねというようなもので、ここから読み解くところを考えると、なぜこれが上がったのだというようなことが、私はきたのですよ。そして、評価も、今回は取り消しとか廃止とかというものよりも、もっとさらに強化すべきみたいな形のものが今回は多かったと思うのです。感覚的に見て。だから、別に（事業を打ち）切ってしまうためのものではないかもしれないですけども、そういうことですね。

(若林委員)

事業仕分けの仕分けというのが厳しすぎるというイメージが強いですね。

(原委員長)

仕分けは仕分けですからね。

(若林委員)

仕分けじゃなくて検討するというふうに、題を変えてしまったらどうですか。そうすると、いいほうの考えでもいい、逆に必要なほうに考えている人もあるだろうし、必要でないと考えている人もあるだろうし、もう少し自由に考えられるのではないかと思うのです。仕分けというのは、どうしてもイメージ的には切り捨ててしまう、それが前提と考えるので、これは題を変えてしまったらどうかと思います。

(原委員長)

簿記の概念からいったら、資産か負債か仕分けするという感覚があると思うのですけれども。あるいは再検討か。

(馬場委員)

たぶんそういうイメージといろいろつながると思うのですが、例えば今回市長が事業仕分けをやりますとおっしゃいましたね。ということになると、これは変えられないですよ。だからこういうものがまさに、先ほどの話につながるのですけれども、事業仕分けという話で、これを事業の見直しとか、いろいろな言葉に変えたらどうですかといったときに、そういう提案を行った職員が排除されないようにするというのが必要だと思うものです。ただ、今回の場合はたぶん名前を変えられないだろうと。

もう一つ、だれが提案するかにもかかわるのですけれども、事業仕分けにかかった段階で、その事業がいらぬものであるというイメージがついてしまうというところに、一番こわいところがあって、そこに載せるということの重みというのを考えておかないといけません。それに合ったメカニズムをとっておかないと、言い方はすごく悪いですが、例えばだれかが捕まったときに、最後になって初めて、裁判で（その罪が）確定するわけですね。そうするとその人が無罪の判決を受けても、でもあのとき捕まったよねという話が延々つながるわけです。だからそういうことを考えてしまうと、そういう人の心の問題にあまり踏み込みたくないのですが、事業仕分けに載ったときに、この事業が常にだめな事業なのだというレッテルを貼られてしまうようなことになるとちょっと辛いなという気持ちがあるので、わりと慎重にここは上げていくメカニズムを作っておいたほうが安全かなと思っています。

(原委員長)

そうすると、事業仕分けの候補、この選定に市民が適切に携わることができるということと、評価についても十分に、今でも、先ほど説明を聞きましたので大丈夫だろうとは思ったのですが、さらに十分な配慮が必要であるというようなところですか、ここは。

(岩橋委員)

先ほど樋口委員が、広報というか、資料が不足というような意味の発言をなさったと思うんですけど、事業仕分けの会場に行ったら、こんな厚い冊子をいただきましたよね。それはご存じですよ。あの冊子ではまだ足りないということですか、内容的に。

(樋口委員)

いや、そういうことではなくて、私が言っているのは、あれを読んでみた

きに、先ほど言った、やはり仕分けという切られる、不要だというのがものすごくあるので、なんでこれがここに上がったのかなという、その理由が書いてないと、私は感じたのです。あれを読んでみて。なんでこれがここに上がって、あんなにいいことをやっているのに、なんでこれがここに取り上げられて、こんな資料をつけられているのだろうかということですね。

(原委員長)

その事業は結果的にはどうだったんですか。

(樋口委員)

私が心配した事業ですか。

手厚くするべき(という結果)でした。奨学金貸付事業と、それから、ふれあいスクールも、皆さんご心配なさっていたのですけれども、必要だといううな。

(原委員長)

であれば、そう。

(岩橋委員)

第1回の(事業仕分けの)反省をしましてね、それにかかわった人たちの意見を出していただいたのです。したがって、やはり拡大する事業もあっていいのではないかという意見もたくさんありました。ですからそれは今回反映していると思います。ですから、あの資料は非常に、あれだけの資料は事務局が作るのも大変なぐらいの中身の資料です。ですからあれをよく読み取って、議論し、判断するというのが、市民の責務でもあると思っていますけどね。

(樋口委員)

ですから、切るという頭で行ったら、仕分け、切られるというふうな、切り取られるというイメージがあるので、こんなにいい事業がなんでこんなところに載るのかというところなんです。だから、これは手厚くするという評価もあるのだということを考えれば、別に切り捨てるわけではないのだけれども、どうしても事業仕分けというのは、テレビで今まで見てきたものを見ると、ばさばさと切られて、無駄だというレッテルを貼られる感じがあるので。

(岩橋委員)

事業仕分けは、要するに、こういう問題提起をして、行政の方々に再考していただくのが一つ。それから、市民がそういうさまざまな事業について関心を持つのが一つ。さまざまな住民自治を進めていく中で、お互いに関心をもった

り、参加したり、というふうなプロセスを期待している部分があると思います。ですから、結果についてはいろいろな形で、議会までフィルターがかかってまいりますので、そういう心配はないように思っているのです。

(樋口委員)

今回は、一般の私のような傍聴者というのは増えたのですか。

(岩橋委員)

第1回目と2回目ですか。人がけ。70パーセントから75パーセントぐらいでしょうか。傍聴者は減っています。ただ、インターネットが相当普及していますから、インターネットで傍聴されている方は相当増えていると思います。だから関心の度合いというのは年々上がってきているのではないですか。

(原委員長)

事務局、これは市民が直接、これについて仕分けしていただきたいというような提案ができるシステムになっていますでしょうか。

(事務局)

今回(の事業仕分けで)はなっていないと思います。事業仕分けにつきましては、基本的に全予算事務事業と、今何千かある中で、すべて対象になってもおかしくないわけで、どの事業がいいか悪いかというのは、今、樋口委員がおっしゃったように、樋口委員はいい事業だと思っているかもしれませんが、ほかの方から見れば違う面もある。栗山委員が言われたように、そういう分野に造詣の深い方も深くない方もおられて、人気投票みたいなことをなるべくすべきではなくて、私どもで、例えば当初5年を経過したら見直すというような事業もあるわけです。例えば、補助事業というのは基本的に3年で見直せということになっていますので、そういった中で、こちらで事業を今回は選ばせていただいたということのようでございますし、そもそも、今委員の皆さんのお話を伺っていると、印象はどうしても民主党さんのやった仕分けの事業というのが強いようで、決して廃止をするための仕分けではありませんし、この事業が本当にこのままこの形でやっていていいのでしょうかというのをご議論いただくと。そのご議論の結果をふまえて、私どもできちんと整理をし、続けるなら続ける、あるいは形を変えるなら変えるということを意志決定し、議会に諮っていくというこの仕組みですので、決してやめるためのものではないのですが、ただ委員の皆さんがおっしゃっているように、印象は非常に民主党さんのやったものが強いということもあり、決して廃止ありきでやっているわけではない

のです。

今、ふと思いましたけれども、ここには事業仕分けのそもそものPRみたいなものが抜けていますので、きちんと仕組みとか目的をPRするところを少し書き加える中で、今、委員の皆さんのお話しした意見は集約できるかなと思ひながら、お話しを承っております。

(原委員長)

ここはそれでいいとして、実際に事業仕分けをするときにも、事業仕分けをする趣旨みたいなものを、ぜひ市民の方々に分かりやすくつけて、出していただくといいのではないかと思います。

であれば、これはこのままでいいですか。よろしいですね。では、4ページでほかにありますか。もしあれば後でご発言をいただくことにして、とりあえず5ページに進みたいと思います。これはいかがでしょうか。

(栗山委員)

新潟市附属機関等に関する指針で、公募委員というのが出てくるのですが、9ページの委員名簿にも公募委員というのは公募委員だけの項目なのですが、毎回私思うのですが、公募委員というとは何か、仕事がない人みたいな感じがするので、公募委員のところには職種とかはつけないきまりになっているのですか。

(事務局)

きまりがあるわけではないのですが、例えばお勤めの肩書きですとか、社会的な地位ですとか、そういったことにかかわりなく、一般の方々に公募をし、応募をいただいた方の中から選任させていただきましたということで、例えばそれが社長であろうと平社員の方であろうと、あるいは理事だろうと、一般の方だろうとかかわりなくご意見を頂戴する一メンバーということで、公募委員という記述にさせていただいております。決して無職ということではないのです。

(栗山委員)

それはもちろん分かっているのですが、選考された人たちというイメージがあるのです。そうすると、いいのでしょうか。今までずっと気になっていたのです。

(原委員長)

難しいところですね。ほかにご意見ありませんか。

(樋口委員)

今、栗山委員がおっしゃったのですけれど、前に公募の勉強会をしたときに言っていたのですけれど、ほかの委嘱を受けた方というのは、その団体から来る代表の方で、公募というのは全く自分の意見ひとつで手を挙げて、参加できるという考え方だったので、そんな、悲しくはないですよ。

(原委員長)

ということであれば、このままいいようですね。ほかにご意見ございませんか。

(岩橋委員)

これは意見といたしますか、お願いでございますが、附属機関等に関する指針についての最後の行から2番目に、会議の運営に関して、指針の留意事項については遵守すべきと書いてあります。このとおりなのですが、これが例外と抜けています。指針を見逃してしまっているのかどうか分かりませんが、先般も申し上げましたとおり、附属機関の会議については、指針では2週間以前に告知をすると書いてあるのです。これもやはり、市報にいがた等を見ますと、日曜日に市報にいがたが出ます。だいたいそれが木曜日とか金曜日あたりの会議の告知をしている。ということは、(会議まで)3日か4日か5日だということでございますので、必ずこれは注意をしていただいて、徹底をしていただきたいと思っておりますので、意見として加えておきます。

(原委員長)

ありがとうございました。では意見ということで。あと何かありませんか。

(岩橋委員)

市民意見提出条例ですが、意見を出された方に何らかの形でフィードバックするという意見でございました。これをもう1歩進めまして、パブリックコメントをいただいたものを検討する会議があると思うのです。おそらく担当課等で。それを公開の場で検討会をするというふうな仕組みにならないものか、検討していただきたいと思っております。

ということは、意見を出された人が、どんな扱いで議論されているのかということが非常に気になると思っております。やはり市民参画、住民自治という側面からも、いただいた意見について議論する場は公開でお願いしたい。これを付け加えていただけるものでしたらお願いしたいと思っております。

(原委員長)

岩橋委員、公開しなければなりませんか。それとも、例えば議事録を作って、できるだけ速やかにホームページか何かに載せるという方法もあり得るかと思えますけれど。

(岩橋委員)

第1歩はその辺から、できるところからでけっこうでございます。

(原委員長)

それはどうでしょうか。できそうでしょうか。

(事務局)

市役所のすべての案件について承知をしているわけではないのですが、パブリックコメントというのは、市の内部の意志決定があって、その後に一定の期間市民の皆さんからご意見をいただく仕組みなので、意志決定までに例えば1年とか2年かけて審議会のようなものをやり、当然そこは公開でやっていくことが多いと思えますけれど、その中で皆さんからご意見を頂戴する、あるいはそれをご覧いただいている最中にご意見を頂戴することはあるかと思うのですが、パブリックコメントの成案、パブリックコメントがなければそのまま議案にかけたり、そのまま実施するという段階で、公開で議論というのは少し難しいかなという気はしているのです、実態上。

ただ、難しいことではありますけれども、何らかの形でご意見を大切にせよという趣旨は、十分こちらの方で受け止めている次第で、主管課にもそういった形で、調整といいましょうか、こういったことを委員の皆さまからいただいていますという話は、会議の都度伝えていきますので、来年度からとか、具体的に何ができるか分かりませんが、いろいろできることについては考えていきたいと思っております。

(岩橋委員)

できるところからよろしくお願ひしたいと思います。

(原委員長)

ほかにございますか。なければ、少し休憩させていただいてからやりたいと思います。

(休 憩)

(原委員長)

お揃いのようなので、始めたいと思います。では6ページに入ります。いかがでしょうか。

(栗山委員)

全部に当てはまると思うのですが、広報をすとか知ってもらおうということが全般的に出てくるのですが、ホームページを見る人が少ないとか、お知らせしているけれど見ていないとか、市民が分かっていないとかいうのが入っているのですけれども、双方がわかり合える何かをしないと、だれも見たり聞いたりしないですよ。

そうすると、民間で自分の会社のホームページを見てもらいたいと思っただろうかと考えていくと、景品ではないですが、見やすくすとか、見て何かお得感があるとか、何かないと、そういう、ホームページでものを見るとか、行政のことに意見を言うとか、行政のことを知るとかということにまだまだ慣れていない状態であるとするなら、何か手立てを打たないと、これから逼迫してくる財政のこととかを、みんなあきらめムードになってしまうような気がするので、全体に知らしめるときも、何か行政サービスとするならば何か手立てを打たないといけないような気がするのです。

何をすればいいかというのはよく分からないのですが、基本的には見やすくしてもらおうということと、見て、意見が言えるのか、何かに役立つものがそこにはある、それを見る、開くことによって、何かお得なサービスみたいなものがあるというふうにしていかないと、人は動いていかないとと思うので、全部広報に関係があるとするならば、その点、何か改善したほうがいいのではないかと思います。

(原委員長)

意見ですね。見ると得する市報にいがたみたい。

(栗山委員)

新潟スタイルというので、何かしていただければ。

(原委員長)

景品が当たるというのはちょっとあれなので、やはり、見てよかったなということでしょうか。

(栗山委員)

お得な、例えば、変な話ですがけれども、介護のときに、ポイントじゃないで

すけれど、おむつのサービスがあるとか何とかというのは、いろいろ広報誌にも出てくるけれど、そういうのがあるページがついているとか。一般的にサービスとしてはあるけれども、そういうサービスが羅列されているページに変えていくとか。

(原委員長)

なるほど。それも一つの案ですね。

それと、スマートフォンでもアクセスできますか、今。できますか。それはぜひ、特に若い人達に教えていただくといいと思いますね。個人的に、ぱっとスマートフォンで見られるということは大事だと思います。

(栗山委員)

大きな行政組織はないけれども、小さな行政の単位では、改善して何か取組はしているのではないかと思うのですけれど。先進的な職場にしてみるとかというふうにしたらどうかと思います。

(原委員長)

ありがとうございます。

(若林委員)

今の意見に関連するのですけれども、実はコミュニティ協議会の会議を開いていますと、よく出てくるのが、私どものところはだいたいホームページでいろいろなことを見ている人が半分くらい。もう半分くらいは実は市報にいがたとか区役所だよりを頼りにしているのですけれども、市報にいがた、見るのが辛いというのです。何が書いてあるのか分からないと。だから見ないと。区役所だよりは、今まで区で配付をしていたのが市報にいがたと一緒に配付されて、新聞折り込みでくると。そうするとだいたい見ないというのです。この辺が非常に、せつかく広報する機会がありながら、市民の方は見ないという、私たちの周りでは増えていますかね。

(原委員長)

それはもう少し突っ込んでいただきたいのですけれど、どうすればいいか。

(若林委員)

例えば文字が小さすぎるとか、それから表現が何を書いているのか分からないとか。市民という、生まれてから死ぬまでの人が市民ですよ。だからそういう人たちが、なるべく多くの人たちが見やすいような形で広報をしてほしいというのがまず一つなのだろうと思います。

(原委員長)

活字を大きくするというのは。

(若林委員)

それも一つの方法だろうと思います。それから、区役所だよりでしょうか、これについては、前は自治会とかそういった地域の組織を通じて手配りしていたのです。そうすると、役所からの特別なお知らせという感じで、必ず見たわけです。新聞折り込みになってくると、やはり見ないというのですね。その辺を考える必要あるのかという気がするのですけれど。だんだん世代が変わっていくと、それは是正されていくのかなと思うのですけれども、まだまだやはりそういった方が多いです。

(原委員長)

活字のサイズを大きくするというのは非常に大事だろうと思います。私どもも経験したことがあります。年配の方はこの活字の大きさでは読めないと言われて直したことがありましたから。貴重なご意見ありがとうございました。

(郷委員)

市報にいがたに関しても、私の周りでも、以前は市報にいがたなら市報にいがただけだったのですけれども、最近、区役所だよりが抱き合わせになって、表から見ると市報にいがた、裏からみると西区だよりになっていて、すごく見にくいということと、西区だよりだけのときには、これを見ると西区のことがよく分かって、市報にいがたは市のことというように、その人それぞれなりに区分けをして見ていたのが、のんびんだらりと見ていると、あらいつのまにか西区だより？みたいな。紙面とかコストの節約なのだと思いますけれども、それとあと、情報量も少ないというのがあって、それに伴って字も、フォントが小さくなってきたのです。紙がてかてかした紙なので、老眼世代には見にくいというような話を聞きます。

(原委員長)

貴重な意見だと思います。特に、提言に書き込む必要はないことかもしれませんが、ぜひ、市報にいがたと区役所だよりを作っているセクションに、この意見を伝えていただけませんか。特別ここに書いて、市長に出す必要はないような感じはします。だけど、非常に大事なことだと思いますから。それは事務局でお願いいたします。東区は一緒になってきていましたか。私は知らなかったのですが。

(岩橋委員)

全区で一緒になっています。これは、一緒になった背景は、私も議論に入っていましたけれども、要するにコストの削減もありますが、情報が市からも来る、または区からも来る、情報がダブってくる、こういったものは無駄だから、やはり一緒にして、ダブった情報は不要ですよというようなご意見も中にはありました。というような背景から、当初は別々だったのです。それを経験して、さまざまな面を考慮して一緒にしたというのが流れだと思います。したがって、でもそれが本当に今のご意見のように不都合があれば、また改善すればいいわけですから。背景としてはそういうことです。

(原委員長)

分かりました。大変大きな情報だと思います。ただ、とじておくような方々から見ると、おそらく分かれていないと非常にやりにくいでしょうね。市の仕事と区の仕事と違ってからです。

(馬場委員)

広報誌について申し上げますと、あれは法定の事務ではないのです。したがって行政はやらなくていい事務なのです。よって、全くゼロでもいい。予算は市が市単で、自分で出しているだけで、(国からの) 予算措置がされるものではなく、唯一あそこに載っている情報で(法定事務として)は、予算と決算の報告だけなのです。それ以外は全部やらなくてもいいものなので、その量とかはどんどん小さくなったり大きくなったりということがあろうと思います。字を大きくするするとページ数が増えるわけですが、ページ数は1枚ずつ増やせなくて4枚増えるということになるわけです。結局、1枚差し込むとすっと抜けてしまうので。という問題があって、あれは非常に難しいものがあるだろうと。

ご議論いただいた点の内容の、本当は、内容は難しいのは当たり前で、これについて簡単にすることはできないですね、たぶん。行政がやっていることは難しいことをやっていて、それを簡単に表現してはいけないと、私は思っているのです。そういう伝え方をしてはいけないと思うのです。難しい話をただイエスカノーかみみたいな話に還元してしまうのはまずい。ただ、伝え方は簡単にすべきだと。書き方とかは簡単にすべきだけれど、内容を簡単にしではだめだということだと思ふのです。そこのところだけは、伝え方として、広報誌なり何なりを作られるときに、心に留めていただければと思います。

(原委員長)

民間でよくやる手は、新入社員に原稿を読ませるのです。これで分かるかと。これは何ですかと聞かれるようだと、まだ分からない。書き方を変える。そういう工夫は必要だと思います。あくまで広報は市民に分かりやすくということのでいだろうと思いますけれど、ありがとうございました。

では7ページにまいます。「特色ある区づくり予算」から3つ、これはどうでしょう。よろしいですか。今の段階ではご意見がみつからないということで、先に一旦進みます。あとからまた、あったらお知らせください。

次に8ページ、最後のページになります。「新潟市区自治協議会条例」等ですが、これはどうでしょうか。

(岩橋委員)

ここに、女性の登用ということが書いてありますけれども、これは先回の会議で樋口委員から力説があった部分ですね。これを調べてみますと、新潟市は今年4月、女性の参画を拡大するための要綱を作っておりますね。この要綱を遵守して、この要綱は、かいつまんで言いますと、平成27年度までにさまざまな附属機関等の会議については、委員数の40パーセントをクリアするという要項、この要綱を遵守して進めてもらうというような文言をどこかに入れていただければいいかと。具体化していいかなと思います。

(原委員長)

分かりました。

(事務局)

岩橋委員が言われたのは、区自治協議会だけではないお話だと思うのです。そうすると、もしそういったことを委員の皆様が入れよというご意見でまとめれば、5ページのところの「新潟市附属機関等に関する指針」というところで、このあたりに、全般的に附属機関についてはそういうことだという趣旨を入れさせていただくことが適切かという気がしていますが。委員の皆様のご意見がこれでよろしければ。

(原委員長)

どうでしょうか。確かに、今、事務局からの提案のほうが、場所としては非常にいいと思いますが。女性の参加をもっと高めるために、せつかくそういうものがあるのであれば、それを遵守するというふうに入れたらいかかと思うのですが。

(馬場委員)

前回、議事録にも載せていただいておりますけれども、ご議論いただいた内容で、区の自治協議会というものの位置づけをどう考えるかにかかっていると思うのです。ほかの機関についてはいわゆる附属機関、審議会みたいなものは40パーセントだといったときに、自治協議会が自治の団体ですと言えば、その地域が決めることです、ということになると思うのです。その地域が40パーセントだとか50パーセントだとか、0パーセントでもいいでしょうし、いろいろなことを考えるべきだろうと思うのです。これが市の附属機関ですと言った段階で、40パーセントという設定をしてもいいと思うのです。ただ、論理としてそうなると、結局、区自治協議会と呼んでいるけれども、市の附属機関ではないかということになって、自治の団体という側面が失われることがあるのではないかと思うので、私は二の足を踏むのです。その地域に応じたメカニズムで動いているのが区の自治協議会だからこそ、この前も岩橋委員にご説明いただいたのですが、江南区の商工団体からメンバーを入れているとか、地域によってはそういうことはしていないわけです。そうすると、パーセンテージを決めるといったときに、数字が出てしまうと、それによって地域特性があまり反映できなくなってくるかなということが、少し不安に思う点です。ほかの市の附属機関が40パーセントに設定するのはいいと思うのですけれども、自治協議会について、もし自治の団体だということを私達が強く言うのであれば、区ごとに任せますよと言ってしまったほうがいいだろうと思いますし、それでも40パーセントというのは女性を入れるべきなのだ、そんなことは関係なく、市として考えて、一律の基準を設けるべきなのだと考えるのであれば、40パーセント、先ほどの5ページのところに入れて、全体に適用するような格好にしていくなり、このあたりは委員の皆さんからご議論をいただいて、決めていただくべきことかと思っています。

(原委員長)

分かりました。そうすると8ページ「区自治協議会条例」、ここには入れないで、5ページ「新潟市附属機関等に関する指針」の、ここに入れるというようにするのがいちばんいい手かなと思っていますが、いかがでしょうか。それでどうですか。半分ぼかしているのだけれども。よろしいですね。とりあえずはそこからやっていただくというのがいいのではないかなと思いますので。

確かに区の方は、なかなか問題があるということがよく分かりましたので。

ではそういうことで、今の部分は前に入れていただきたいということにしたい
と思います。8ページのほうはこのままということで、よろしいですか。

(岩橋委員)

いちばん最後のその他でございますが、ここに、条例の周知徹底ということ
がうたわれております。大事なことだと思っております。

分かりやすいパンフレット、これは上越市の自治基本条例のパンフレットで
す。非常に文字も大きいです。イラストも入っています。しかも、この条例は
何のために必要なのですということも解説が入っています。一方新潟市の場合
は最初から最後まで、このように文字が小さく、非常に見にくいものになっ
ています。上越市のように見やすい、パンフレットをつくっていただきたいこと
を、うたっていただいております、参考までに。

ここに、市民に条例がより一層周知徹底されるよという文言が入っており
ますけれども、これは行政も含めて、ぜひお願いしたいのです。私の知る限り
は、自治基本条例の存在を知らない方もおいでになります。たまたまだったか
もしれませんが、特にこの理念、住民自治の理念をうたった条例である
という理解も、非常に薄いというのが現状ではないかと思っております。したがって、
市民だけではなく職員も含めてというふうをお願いしたいと思っております。

(原委員長)

分かりました。それはどうでしょうか、皆さん、入れたほうが良いというこ
とであれば、事務局から入れてもらおうと思っておりますが、よろしいですか。では、
ご賛同が得られたようですので、その他のところ、情報の共有、参画、協働を
していくうえで、市民と、市職員というような感じでしょうか、双方ともうん
ぬんというような感じで入れていただければと思います。

ここままで各論みたいなものですがけれども、馬場先生、法律の専門家として。

(馬場委員)

いや、私は行政学なので。

(原委員長)

そうですね、ごめんなさい。その辺で何かまとめて問題ありとかというのが
ありましたら。

(馬場委員)

別に、提案なのでよろしいのではないのでしょうか。

(原委員長)

そうですか、ありがとうございます。ではそれをふまえて。

(岩橋委員)

最後一つお願いします。今日のまとめを見ていますと、情報公開というくくりがないのです。

(原委員長)

情報共有の意味の情報公開ですね。

(岩橋委員)

情報公開はさまざまな切り口があります。今日これからお願いしたいのは、いわゆるこういう切り口で情報公開をお願いしたいということ、かいつまんで書いてみましたので読んでみます。

新規事業、計画及び施設建設計画等については、政策形成段階から情報公開し、市民の意見を聞くなどすることはもちろんですが、 1. 期待される効果や、市民生活にどのような影響をもたらすか。 2. 事業予算、初期投資とともに運営コスト、ランニングコスト、将来的に市民が負担することも含めて、多面的な情報公開をしていただきたい。現状は、耳触りのよい情報は出てまいりますけれども、初期投資や将来市民が負担する運営コスト等については、なかなか情報が不十分です。サービスに対する対価、負担を市民が選択する仕組みが、住民自治の基本と考えます。というような意味の情報公開を、悪い情報も出してほしいということをお願いしたいと思ひまして、そのくくりをお願いしたいと思ひます。

(原委員長)

どうでしょうか、皆様、この1項目を加えてほしいという岩橋委員からのご提案があったのですが。

かなり前のほうに入れたほうがいいですね、入れるとするならば。文章はきつところは少しマイルドにする必要はあると思いますが。

(岩橋委員)

私は個人的に、今現在BRTの計画、かなり前のめりで議論されているように私は感じております。これは一例ですけれど。例えば、お年寄りにやさしい交通機関だとか、利便性がいいとかいうような情報は出てまいりますけれども、初期投資でいくらかかるのだと。それに対して、例えば運営コスト、おそらく民間に委託運営されることだと思ひますので、それに伴って、年間運営コ

ストがどのくらいかかるのだと。要するに税金がいくらかかるのだと。それを黒字にするためには、乗車率をどのくらいにしたら黒字になるのだとか、そういう情報が出てこないと、BRTがいいものか悪いものか判断できないわけです。ですから、そういう陰の部分の情報も出していただきたいという思いの意見でございます。

(原委員長)

委員の方々、いかがでしょうか。場所は事務局に任せて、細かな文章も事務局にお願いすることにしまして、入れていいかどうかです。よろしゅうございましょうか。では、事務局で少し考えてください。

あと5分になりましたので、その間に終わらせたいと思いますが、資料10-2、大方は素案どおりでいいようでございますので、それをふまえたうえで、「はじめに」というのと、「委員の意見、提言の総括」という文章がこれでもいいかどうか、これに目を通していただいて、今日の最後のご意見ですが、お願いしたいと思います。

「はじめに」はこれでだいたいいいでしょうね。問題は委員の意見、提言の総括、何かあればそちらだろうと思いますが、いかがでしょうか。

委員の意見、提言の下から2行目、これはこれでいいですか。市民、議会、市長と。今日の議論からいうと、市職員というのが一つ入ってもいいと思いますが。市長が入っているからいいのだと言われればそのとおりですが。事務局、こういうときの市長というのは、全部入っていますよね。

(事務局)

この枠は、条文を少し意識してございますので、パンフレットの三者、市民と議会と市長など、「市長など」には職員とか企業管理者とか入っているつもりで書き込んでおりますので。

(原委員長)

ということで、委員の方々からはご了承いただきたいと思いますが、どうでしょうか。であれば、これでよろしいですか。

では、幾つか重要な指摘、改訂が入りましたけれども、次回の会議で変更点を入れまして最終案ということにさせていただきたいと思います。もしそれまでに、気がついたというのがあったら、ぜひ事務局に早めにご連絡をください。よろしゅうございますか。

ではこれで議題は終わります、事務局に司会を渡します。皆さんどうもあ

ありがとうございました。

(事務局)

最後に私から、今日ご欠席の委員の方がおられますので、今日の議事の概要と、今、お示しの素案と、10-1と10-2、配付資料等につきましては、これから欠席の委員の方にお配りをして、委員の方々のご意見もふまえたものを次回ご提案申し上げるということにさせていただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。